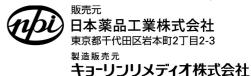
― 医薬品の適正使用に欠かせない情報です。必ずお読みください。―

「使用上の注意」改訂のお知らせ

2018年5月



富山県南砺市井波885番地

広範囲経口抗菌製剤

日本薬局方 レボフロキサシン錠 処方箋医薬品 レボフロキサシン錠250mg「杏林」 レボフロキサシン錠500mg「杏林」 Levofloxacin

拝啓 時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は弊社製品につきまして格別のお引き立てを賜り、厚く御礼申し上げます。 さて、このたび標記製品の「使用上の注意」を自主改訂致しましたので、ご案内申し上げます。 つきましては、内容に充分ご留意頂きますよう、宜しくお願い申し上げます。 今後とも、一層のご愛顧を賜りますようお願い申し上げます。

敬具

記

< 1. 改訂内容(2018年4月改訂)>(該当部分のみ抜粋)

「効能・効果に関連する使用上の注意」の項を追記し、以下のように改めました。

下線____部:追記箇所

改訂後	改訂前
<効能・効果に関連する使用上の注意> 四頭・喉頭炎、扁桃炎 (扁桃周囲炎、扁桃周囲膿瘍を含む)、急性気管支炎、感染性腸炎、副鼻腔炎への使用にあたっては、「抗微生物薬適正使用の手引き」 1)を参照し、抗菌薬投与の必要性を判断した上で、本剤の投与が適切と判断される場合に投与すること。	該当箇所なし

※ DSU No.269 (2018年5月) に掲載予定

<参考文献>

1) 厚生労働省健康局結核感染症課編:抗微生物薬適正使用の手引き

く2. 改訂理由>

2018 年 3 月 27 日付 厚生労働省医薬・生活衛生局医薬安全対策課長通知に基づき、「効能・効果に関連する使用上の注意」を追記しました。

2017年6月1日、抗微生物薬の適正使用の推進を目的として、「抗微生物薬適正使用の手引き 第一版」(厚生労働省健康局結核感染症課編)が公表されました。これを受け、本手引きに基づき適正使用がなされるよう注意喚起を行うため、「咽頭・喉頭炎」、「扁桃炎」、「急性気管支炎」、「感染性腸炎」又は「副鼻腔炎」のいずれかの効能・効果を有する抗微生物薬について、「使用上の注意」改訂に関する通知が発出されました。

以上

改訂後の添付文書は、PMDA ホームページの「医薬品に関する情報 (http://www.pmda.go.jp/safety/info-services/drugs/0001.html)」及び弊社ホームページの「医療関係者向けサイト (http://www.npi-inc.co.jp/medical.html)」に掲載致します。

抗微生物薬 適正使用の手引き(PDF)

